

整理番号 7-2

提言題名：グリーンスポーツセンター水中イヤホン使用不可について

**【提言の要旨】**

グリーンスポーツセンターの屋内プールにて水中イヤホンを使用していたところ、監視員、責任者に取り外しを促された。

当施設では、耳栓、難聴等の方はプール利用できるという説明も受けたが、なぜ、小音量での水中イヤホンは使用できないのでだろうか。他市でもこのような意見をもとに、水中イヤホンが使用可能になった事例はある。ぜひ、積極的に検討していただきたい。

(令和3年5月受付)

**【回答の要旨】**

お問い合わせいただきました、水中イヤホンについてでございますが、使用の制限をしているにもかかわらず、注意喚起の文書等がなかったことにつきましては、大変申し訳ございませんでした。

今後、指定管理者とも連携し、利用者の皆様にお伝えしていきたいと考えております。

また、水中イヤホンの使用につきましては、指定管理者からもご説明を差し上げましたように、監視員の注意喚起の笛や緊急事態をお知らせする放送が聞こえない恐れがあるため、使用を控えていただいているものでございます。

相談者様におかれましては、上記の放送等も聞き取れる音量で使用されているとのことでしたが、音量等の確認を利用者全員を行うことは困難であり、外部から確認ができないことから、安全対策といたしまして利用を控えていただいているものでございます。

現在、様々な電子機器が開発され、健康管理において便利な商品もございますので、今後は安全面を十分考慮し、使用に関しては検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

(スポーツ振興課 令和3年6月回答)